

来年度(2021年度)川口市の予算編成  
並びに各種施策に対する

# 緊急・最優先要望書

2020年 11月5日

日本共産党川口市議会議員団

## 川口市への予算要望書提出にあたって

### 住民自治の徹底で住民が主人公の市政を

地方自治は日本国憲法の重点の一つであり、その本旨は住民自治と団体自治とされています。住民自治を考えるうえで、住民が主人公の市政を目指すことが大切です。そのためには特に市政の重要課題や新規事業などについて、住民への情報提供、合意形成はもとより、主権者である市民が自ら考え、選択し、責任を持つことが大切です。

いま、改めてそのことを川口市政に位置付けることを訴えます。

団体自治は川口市が中核市となったことで、より発展の可能性を持ちます。地方自治体の第一の仕事は住民福祉の増進であることから、権限を活かして、今後とも市民の生活の実態や要求をもとに創意工夫した市独自の公共的施策を実施していくことを求めます。

### 新型コロナウイルス対応では、川口市として感染拡大防止と市内産業、地域経済、雇用を守り発展させることにさらなる力の発揮を

コロナ禍への対応について、川口市は市独自の保健所を持つことで市内の感染状況をつかみ、感染拡大防止の手立てや検査拡充に力を発揮してきました。今後も市民の不安に応じて、医療への支援、介護、障害者、学校、保育施設などでのさらなる感染拡大防止策の実施、感染拡大を未然に防ぐ社会的検査ができるよう求めます。また、経済対応においても、国に先駆けて市内小規模事業者への10万円給付や医療機関への補助金などに取り組み、商店改修事業補助金はコロナ対応を促す役割も果たしています。一方で、市内の経営者や中小業者の支援団体からは「様々な制度を活用してきた業者でも、これから資金繰りで厳しくなるところが出てくる」との声が寄せられています。今後も、現場の声を聞いて必要な市内産業、地域経済、雇用を守り発展させる施策をとることが大切です。

### 学校と教員を増やし20人程度学級の実施でひとりひとりの子どもたちに向き合える教育に

コロナ禍のもと、感染拡大防止の上でも、そして人格の完成という教育基本法の理念からしても、ひとりひとりの子どもたちと向き合う教育には少人数学級の実施が大切です。特に川口市の教育に求められています。いじめへの対応では教員、教育委員会として、生徒・保護者と心を開いて向き合い、事実から出発して実態を捉え、子どもたちの成長に結びつくよう、教育の力を発揮することが大切です。そのためにも子どもたちに過度なストレスを与えない教育、子どもたちひとりひとりに向き合える教員の働く環境整備のために抜本的な注力を求めます。

本日提出した予算要望書の具体化にあたっては、本年度はもとより、新年度予算編成に生かし、合理性・計画性をもって施策の推進をはかるよう強く要望いたします。

川口市長

奥ノ木 信夫 殿

日本共産党川口市議会議員団

## 2021年度予算編成ならびに各種施策における緊急・最優先要望

### 1、市民に開かれた市政を

(1) 住民のくらしや市政に関する重要な行政課題の決定に際し、住民への情報提供の徹底はもとより、課題別検討会など住民参加・住民合意による民主的な市政運営に努めること。

(2) 二元代表制の一翼を担う議会・議員に対して重要課題の経過説明、新規事業についての説明を怠らないこと。

(3) 「行政改革」のもとにすすめられる受益者負担を原則とした使用料体系のあり方を見直すこと。また、自治体がおこなう事業のアウトソーシング化、PPP（公民連携）、PFI（公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う公民連携）の推進は住民福祉の増進が前提にならないことからおこなわないこと。

(4) 中核市への役割が十分に果たすことができるよう、①職員の専門性の向上、専門職員の増員・育成を行うこと。②市民サービスの向上のために、事務移譲等に伴う中核市への税源移譲を含む財源確保を国に求めること。③川口市保健所の鳩ヶ谷庁舎への移転を見据え、保健・医療・福祉の連携が充分にとれるよう進めること。④動物管理施設の運営にあたっては、市が責任をもって動物愛護の観点を踏まえたものとなるようにすること。

(5) 市内10地区に歴史・文化・まちづくり・各地区の地勢を生かした地域・まちづくりを市民とともに計画・推進すること。そのための市民検討会と地区別懇談会等を直ちに設けること。

(6) 指定管理者制度について①制度の導入は、行政責任を曖昧にする恐れが多分にある故、関係者はもとより、市民合意を基本に据え、安易な移行は行わないこと。②これまでの実績を十分に考慮するとともに、専門性やサービスの質、継続性、安定性などを選考基準に明確に位置づけること。また、施設の管理運営に対するモニタリングを随時

行い、運営への市民参加を進めること。③指定管理者に雇用されている労働者の雇用条件の向上について行政として配慮すること。④利用者の声に応え、事業内容の充実に努めること。⑤指定管理者の再指定にあたっては、それまでの総括はもちろんのこと、指定管理になじむかなじまないかも含めて再検討すること。なお、再検討にあたっては市民参加・市民合意を前提とする。⑥指定管理者に委ねた事業については、市が直接現場に赴き事業の中間点検(半年ごと)、定期点検(1年ごと)に、行政として点検評価し、改善に努めること。なお、上記の②～⑤についても中間点検・定期点検を実施すること。

(7) 国に対して地方財政の健全化・自治権の拡充を要求し、そのための地方交付税率の引き上げ、福祉・教育などの国庫補助の復元・拡充など財政保障を求めること。また、臨時財政対策債に頼らずに法人税・所得税の見直しで地方交付税の財源を確保するよう国に求めること。

(8) 新庁舎建設・川口市立高校・赤山歴史自然公園の3大プロジェクトは、多額の財政負担を強いるものであり、今後の契約にあたっては市民負担とならないようにすること。尚、契約が不調になった場合には、事業実施の計画見直し(時期・事業内容など)、予算規模が増大しないようにすること。

(9) 市庁舎の建替は経費節減・地域の周辺環境などを十分に考慮し、情報公開と市民参加を保障し市民に親しまれる施設となるようにすること。支所の施設整備・未設置地区の解消(新設)をすすめること。

(10) 本庁舎・支所で市民に親切丁寧な対応をできるよう、総合支所・総合窓口の設置、市民サービスの向上に努め、常に改善を追及すること。職員数を増やし体制強化をはかること。第一本庁舎1階で、車椅子や窓口案内等の対応を丁寧に行うこと。各フロアで障害者、高齢者への待合スペースを確保すること。

(11) 予算編成にあたっては住民福祉の増進をはかる事を念頭に置き、機械的・一律的予算削減は行わないこと。事業・政策の検証・行政評価をきちんと行い、膨大な予算を必要とし、財政圧迫(市民負担の

増大)をまねく大規模事業の計画の縮小・廃止で、財政の健全化を追求すること。

(12)市職員の増員で、働きやすい職場環境への改善に努めること。災害時の対応も踏まえ、現業職員の新規採用をすすめ、職員の育成に努めること。会計年度任用職員の継続雇用など必要な手立てを講じ、住民福祉の後退とにならないようにすること。同時に雇用の不安定化を招く、非常勤職員・派遣職員の拡大を行わないこと。

(13)業務委託の拡大により住民福祉の公共性・安定性・継続性が損なわれているため、安易に業務委託に頼らないこと。市民サービスの向上・労働条件についても市が把握し、常に改善に努めること。

(14)市火葬場の運営に当たっては、すべての市民が安心して平等に人間の尊厳を保持できるよう努めること。使用料については、低所得者への恒常的な減免措置をはかること。なお、葬祭事業補助(市斎場含む)と霊園の施設の改善・拡充に努めること。

(15)マイナンバー制度については的確な情報の周知をおこなない、個人番号カードの過剰な申請促進をおこなわないことと、市の独自施策(地域経済応援ポイント事業など)については個人情報保護の観点や費用対効果からも行わないこと。また、マイナンバーの証明書等の記載については、情報漏洩の危険があるため行わないこと。

(16)公共施設等総合管理計画については人口増を続ける本市の現状を踏まえ、学校や公民館、保育所など公共施設の新設についても検討すること。また、安易な統廃合は行わず施設本来の役割が発揮され、周辺環境にも配慮することを前提に実施すること。市有地についても安易に売却せず、市民の福祉向上に寄与する公有地の活用について検討すること。

(17)水道事業の運営権の民間委託(コンセッション方式)は、水道事業の維持・向上につながらず、サービス水準の担保が不可能である。管理運営水準の低下などの問題が世界各国で顕在化し再公営化が進むなか、水道事業の担い手を育て、ライフラインを守り、水道の安全・安定を将来にわたって市民に供給できる水道事業として運営権の

民間委託を行わず市として維持すること。

(18) 水道料金のありかたについて、地方公営企業法における独立採算性や水道法における総括原価方式の適用などを説明し、主権者である市民に対して市内各地での説明会、市民間での討議、市民からの声を聞く場を設けて住民合意を果たすこと。上下水道料金に低所得世帯への減額制度を創設すること。

## 2、市民のくらしと福祉の充実を

(1) 新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、衛生用品の確保のための支援はもとより、クラスターとならないための福祉施設等の衛生管理の指導と施設での計画づくりなどの整備とそのための支援を行うこと。学校や施設等の通所者・入所者・職員の安全を守るための「社会的検査」について国に求めるとともに市独自でも実施を検討すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、保健所の臨時的な体制強化を退職者の活用や臨時の配置を含め引き続き実施すること。あわせて、感染症対策専門の保健師等の増員・育成と母子保健・自殺予防、難病・精神保健対策などの充実のために恒常的な定員増を行うこと。

(3) 新型コロナウイルス感染症の、感染拡大防止のための戦略的な大規模検査をすすめるよう国に求めること。あわせて、PCR等検査の自治体負担を軽減し、行政検査の全額国費負担を求めること。

(4) 新型コロナウイルス感染症拡大による病院・診療所の負担が増大していることから市独自の病院・診療所への財政支援策を、病院や医療従事者の実態にあわせ実施すること。

(5) ①新型コロナウイルス感染症の収束をみない中、経済活動も市民のくらしも厳しさを増している事から消費税の5%への減税を求めること。②税体系を直接税中心、生活費非課税、総合課税、累進制にするように国に要望すること。

(6) 固定資産税の税額を実質毎年引上げる方式を改めること。また、評価方法を「収益還元方式」に改めるなど税制度を改めるように国に要望すること。過少宅地などの固定資産税は非課税にするなど地方税法の改正を国に働きかけること。

(7) 税金・金融・公共料金等の納税・収納相談窓口のいっそうの改善と充実(資料提供・減免、猶予制度など)につとめること。児童手当や年金の差し押さえなど「差し押さえ禁止債権」はもとより、生活破壊・

事業の存続を危うくするような徴収・差し押さえは厳に慎むこと。生活困窮者の生活再建につながる相談や伴走型の支援を行うこと。特にコロナ禍での税の減免申請や、納税相談にあたっては、特段の配慮を怠らないこと。

(8) 日本に対する国連社会権規約委員会の勧告に基づき、生活保護制度を利用しやすくする・申請権の尊厳を損なわない・スティグマの解消のための社会教育を行うことに取り組むこと。

(9) 生活保護法の精神にそった基準を遵守し、削減された生活保護基準を元に戻し、物価上昇や生活実態にふさわしい水準に引き上げること。あわせて国庫負担率の引き上げ・人件費などの事務費を国負担とするよう国に要求すること。

(10) 市として生活保護の改善をすること。①憲法と保護法の理念を遵守し速やかな対応とその保障のため職員・専門員の増員、②申請者・受給者の権利を尊重し簡素で速やかな措置・決定、③生活指導等にあたっては権利を尊重し、いやしくも人権侵害をおこなわないこと、④第2種社会福祉事業（無料低額宿泊・宿泊提供）などに入居している方への生活支援にあたっては、事業者への指導を怠らないこと。

(11) 「生活困窮者自立支援制度」は、市民生活を守る立場で、十分な予算を確保すること。事業実施に当たっては、生活保護制度の活用を阻害することのないよう必要な支援策を講じるよう市が責任を果たすこと。

(12) 国民健康保険は、被保険者の生活を脅かすことのないように保険料の引き下げなどの負担軽減をはかること。そのための財政措置を国に求めること。資格証明書はやめ、すべての加入者に保険証がわたるようにすること。

(13) 多子世帯の均等割の減免制度の実施に向けて、周知や申請漏れのないように対応すること。低所得世帯への申請減免基準の明確化とともに、市独自の減免制度の検討を進めること。

(14) 埼玉県国民健康保険運営方針第2期の下、赤字解消のために国保税の引き上げは行わないこと。更に、県として負担軽減策を講じ

るよう求めること。

(15) 高すぎる国保税を「協会けんぽ」並みに引き下げのために①全国知事会が求める一兆円の公費負担を行うこと②「均等割」「平等割」を廃止することを国に求めること

(16) 介護保険は、介護保険料・利用料の軽減をはかり、相談体制・サービスのいっそうの充実をすすめること。介護を必要とする全ての人が十分な介護が受けられるように制度の充実に努めること。

(17) 介護予防を充実させ、総合支援事業においても、要支援者も含め、市としても専門的な介護が受けられるよう事業充実と事業者への支援に努めること。

(18) 特別養護老人ホームの待機者の願いに応え、多床室の増設を行うこと。

(19) 国民の批判の多い後期高齢者医療制度の廃止を国に要求すること。当分の間、医療は社会保障として国の責任で財政保障を行うこと。保険料負担の公平性を高めるとともに、保険料軽減に努力すること。

(20) 高齢者の保健・福祉サービスの拡充のため、たたら荘の充実をはかること。住民の声に応え入浴施設を維持・設置すること。

(21) 年金を自動的に下げる「マクロ経済スライド」の廃止や低年金者の年金底上げ・最低保障年金の確立を国に求めること。

(22) 「障害者権利条約」の批准・発効に相応しく、障害者が安心してくらせる行政施策を行うこと。

(23) 重度心身障害者医療費助成の年齢制限・所得制限は撤廃すること。

(24) 福祉避難所としての施設整備・拡充を急ぐこと。

(25) 障害者の雇用を引き上げるよう市内企業に要請すること。福祉就労者の仕事確保や賃金アップの支援策を市ですすすめるとともに、労働法制の適用などを国に求めること。

(26) 市の障害者雇用を増やし、障害の種別で採用可否を判断しないこと。合理的配慮がされる環境整備を行うこと。

(27) 施設および事業の報酬の日額制は、運営が不安定となり、利用者の不安を大きくしている。月額制にするよう国に働きかけるとともに入院時や通所できない時のための報酬減額分について市が補助すること。また、新型コロナウイルス感染症の収束がされるまでの間、施設の利用の自粛によるや減収保障や感染症対応のための割増費用が保障されるようにすること。

(28) 聴力障害者への親切な対応ができるよう、専任手話通訳者の増員・処遇改善と事業の拡充を行うこと。また、手話のできる職員配置の増員を図るとともに手話研修の受講を促進すること。とくに、医療センター等での対応には、細心の注意・配慮が求められることから、手話通訳を配置すること。

(29) 視力障害者に対する通知文書は点字に加えて音声変換対応とし、その充実に努めること。尚、点字、録音テープ、大活字など障害者向けの選挙公報が発行できるよう法改正を国に要望すること。

(30) 障害者の入所施設の整備・拡充を市の責任で積極的に進めること。入所施設やグループホームの建設は、民間の事業者任せにせず、入所者の人権が守られるよう市として責任を果たすこと。

(31) 第二しらゆりの家など短期入所施設の増設と医療的介護者を必要とする人の、短期入所施設の拡充をおこなうこと。

(32) 保育所の待機児の解消、地域の多様な保育ニーズに対応するため、公立の保育所の新增設・拡充、認可保育所の整備をすすめること。又、公立保育所の安易な統廃合は行わず、運営内容の充実で施設存続に努め、新たな公立保育所民営化（指定管理者制度）は行わないこと。

(33) 子どもの育ちと安心・安全のためにも、職員配置・施設設置（園庭を含む）などの最低基準を引き上げるよう国に求めること。市として、民間保育所での子どもの保育環境の充実と子どもの権利保障はもとより、保育士の配置特例の適用などの規制緩和やめ、保育士等の処遇改善と配置基準が守られるよう、十分支援をおこなうこと。

(34) 子育て支援策の充実のために、これまで保育所で実施してき

た親子ふれあい体験保育や園庭開放など保護者・保育園の声を聞き検証をしつつ、子育て支援の充実・児童センターの増設など地区の実情に即した内容と事業を見出し推進すること。

(35) 老朽化した公立保育所の改修、改築を早期におこなうこと。

(36) 地域型保育事業の実施にあたっては、小規模保育施設の連携施設確保のため市として支援策を講じること。

(37) 保育施設における安心安全が守られ、子どものいのちと成長が保障されるよう市が指導・支援を徹底すること。

(38) 子ども医療費無料制度の医療費の更なる年齢引き上げに向けての検討と、その具体化を図ること。また、すべての子どもが等しく受給できるように改めること。医療費の窓口払いの完全廃止（上限額撤廃）を実施すること。

(39) こども夜間救急センターの市民への周知と、二次医療機関や地域の医療機関とも連携をすすめること。

(40) 子どもの虐待への対応として家庭児童相談室を「子ども家庭支援センター」に格上げし、専門職員の増員・相談支援の充実に取り組むこと。児童相談所などの専門機関との連携を強め、家庭への介入手法のスキルアップなど虐待防止の取り組みの充実を図ること。

(41) 子ども発達相談センターは、保健・医療・福祉・教育の一体化した相談・支援の充実をはかること。そのための専門職員の増員・育成をすすめること。

(42) 子どもの貧困の解決に向け、2018年実施の「子どもの生活実態調査」の結果を生かしながら支援策を講じること。加えて、国に対し実効性ある施策の早急な実施を求めること。

(43) 地域医療支援病院となった医療センターの取り組みは、患者の立場に立ち、本人やその家族等への周知、丁寧な説明、同意のもとでおこない、自治体病院として、地域の医療機関との連携を密にして不採算部門の医療など公的医療機関の役割をはたすこと。

(44) 加齢性難聴への補聴器購入の補助制度を創設すること。

### 3、産業（中小企業）振興・労働者福祉向上で地域経済の活性化（再生）を

（１）川口市中小企業振興条例に基づいた新しい産業振興指針を活かしつつ、市内のすべての中小企業、商店、地場産業、建設業、農業等の健全な発展と労働者の所得向上を図ること。産業振興指針の後期計画作成に当たっては中間評価を反映させ、中小業者等の声を生かすこと。

（２）「小規模企業振興基本法」の理念に基づき、各種の中小企業支援団体と連携を図り、各種制度がより活用されるよう制度設計の見直しを図ること。

（３）市内の全産業（商工業）・事業所の実態聞き取り調査を行政が実施し、実態把握・行政への要望を把握すること。その具体的行動のために、職員を大幅に増やし体制を抜本的に強化すること。

（４）地元中小企業、特に、中小零細企業（業者・商店）にも受注の機会が保障され、広く仕事確保ができるように分離分割発注など発注方式の改善等を行うこと。また、関係団体との連携で小規模事業者登録制度の周知を強化し、さらなる発注件数・金額の増加で公共施設の修繕につとめること、特定の受注業者に件数・金額が極度に偏ることなく制度を運用すること。

（５）公共工事に従事する建設労働者の労働条件を保障するために、発注者としての市が、設計労務単価に見合った賃金が確保されているかの実情調査と、指導・労働条件の向上に責任をもつこと。

（６）「公共サービス基本法」で示されているように、公契約における労働者の賃金・労働条件の向上、当該業者の経営状況等の実態把握を図り、市民に良質なサービスを提供すること。「公契約条例」の先進実例を調査研究し、行政、業者団体、労働組合などの参加のもと協議の場を作り、速やかな制定をすすめること。

（７）住宅改修資金助成制度の助成限度額・助成率の引き上げ、利用制限の緩和を行い、予算総額の増額をはかり経済波及効果を高めるこ

と。年度途中で予算を超過する申し込みがあった場合は、予算を増額して対応すること。

(8) 市発注の公共工事で下請けにおいて不払いが発生した場合、業者保護の立場で市が話し合いの場を設けること。

(9) 市内中小企業の再生をかけたの経営改善・努力をするために各種融資制度の見直し・充実(限度額、期間、利率・保証料、借換など)にむけて、関係団体等との意見交換を図り制度の改善、必要な制度の創設に努めること。

(10) 建設業退職金共済制度の対象となるすべての労働者が手帳を取得し無理なく証紙を請求できる体制づくりと公共工事の対象事業者に対して「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」と「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」が提出されるよう市として関係団体などとも協議すること。建設キャリアアップ制度の動向にも注視すること。

(11) 所得税法第56条を廃止し、事業主、家族従事者の働き分(自家労働)を経費として認めるとともに、事業用資産については、一定期間の事業継承を条件に相続税の減免を認めるように国に求めること。

(12) 商店街の基盤整備等への支援策の充実にむけ、現行施策の見直し、改善策の充実(例えば法人化への支援、整備事業への助成、照明灯等の施設建設・維持管理〔建設補助・融資、電気料など〕、空き店舗対策等)を行なうこと。

(13) 商店改修事業補助金制度が活用されるよう手続きの簡素化、補助額の拡充、感染症対策以外の備品購入への補助など関係団体との意見交換を図り改善を図ること。新型コロナウイルス感染症対策などで更なる制度の活用が図られるよう予算を増やすこと。

(14) 農地の相続税、贈与税の軽減・猶予制度の充実、市街化区域内農地の固定資産の評価額の大幅引き下げ、現況農地に対する宅地並課税の廃止等で農地の保全・生産緑地の保全・環境の保全をはかること。多数の生産緑地が期限を迎える2022年以降も生産緑地が維持できるよう、国・県への働きかけと独自支援策を行なうこと。

(15) 消費税10%に伴う複数税率やインボイス(適格請求書)は、

煩雑な事務負担を中小業者に押し付け、インボイスは免税業者を取引から排除することから国に対し中止を求めること。

(16) 外国人研修生の受け入れについては、実態把握をおこない、研修施設や労働環境の改善を関係団体と共にはかり、研修生の人権を保障すること。

(17) 建設アスベスト訴訟の全面救済・建設石綿被害者補償基金の創設を国に求めること。

(18) 新型コロナ対策として雇用調整助成金、休業支援金、持続化給付金、家賃支援給付金などを必要な人に速やかに支給するため、対象となる事業者、労働者への周知徹底を行うこと。また、提出書類や手続きの簡素化、事前審査から事後チェックへの転換を国に求めること。申請者の立場に立った相談、速やかな審査と支給が出来るよう、市としても体制を整備すること。

(19) 持続化給付金は1回限りとせずに、新型コロナ収束まで事業を維持できるよう国に求めること。あわせて、市内中小事業者への継続的支援を市として引き続き行うこと。

(20) 新型コロナ禍での労働者の解雇や雇止め対策として、市が公務労働などでの直接雇用を行い、また、中小企業への雇用対策として緊急雇用創出事業を行うこと。

(21) 当面、川口市独自で行っている奨学金を市内中小企業に就職した若者に対して補助をするなど市内の雇用確保・就職支援を行うこと。

#### 4、子どもの成長と発達、権利を保障する学校教育を

(1)「いじめ」問題の解決は本市の教育行政にとって最重要課題となっている。「いじめ」のシグナルを見逃さず、早期に取り組むこと。学校での対応は、子どもの人権を大切にする立場を貫き、教育的な配慮をもった対応を基本に行なうこと。また、「いじめ」根絶のためには、児童・生徒の自主性を重視し、学校、保護者、地域の教育力を信頼し総力をあげて取り組むこと。

(2)総合教育会議は教育の自主性、政治的中立性、継続性、安定性を確保することを大前提におこなうこと。

(3)教育予算の増額で高等学校の授業料を無償に戻し、小中学校の教員の超過負担の解消と定員の大幅拡大、就学援助等補助対象の拡大・補助基準の改善等、加えて20人程度学級の早期実現等を、国に要求すること。

(4)県基準にもとづく、35人以下学級の完全実施を行うこと。合わせて市としても20人程度学級を進めること。そのための学校整備を行うこと。また、産休・育休・病休に伴う欠員を早期解決、発達障害児に対応できる教員の加配、日本語教室の教員スタッフの増員、英語専門の教員を各小学校に配置、学校図書館司書の全校配置をおこなうこと。

(5)保護者の教育費負担を軽減すること。あわせてすべての子どもが安心して就学できるよう、就学援助制度の充実・改善に努めること。

(6)新型コロナウイルス感染症の影響を受け、修学旅行が中止となったが、各学校において代替旅行を実施する際、就学援助制度の適用を受けている世帯にも修学旅行費用と同等に旅行に必要な相当額を支給し、経済的負担軽減に対応すること。

(7)教科書採択は現場教師の意向を十分に尊重し、民主的に決定すること。全国一斉学力テスト・県の学力状況調査は、国・県に中止を要請すること。また、市独自の低学年学力状況調査及び小中漢字チャレンジ検定を即時中止すること。

(8) 教育に支障をきたすことのないように、学校の運営、施設の維持管理（体育館を含むトイレ洋式化の促進、全校温水シャワー設置、雨漏り改修、アスベストの点検・改修）、体育館・特別教室・給食室等へのエアコン設置、学校行事の運営、更には、備品（机、いす、ロッカー）、消耗品、及び教材（理科教材なども含む）に必要な物品の不足等おこらないよう市の教育予算、並びに学校配当予算を抜本的に増やすこと。

(9) 部活動について教員、生徒の負担軽減のため、部活動の活動時間及び休養日の設定、その他適切な部活動の取り組みに関する「川口市の部活動方針」に沿った運用を徹底指導すること。

(10) 学校の適正規模を考える上で、拙速な統廃合計画は行わず、子ども・保護者・地域住民など学校関係者とともに教育環境の充実に取り組むこと。合わせて、児童数増加が著しい学校の過密解消・教室確保など改善を図ること。

(11) 児童の登下校時の交通安全を第一にという大原則のもと、通学路の安全点検・改良等（学校周辺の道路整備・ブロック塀の安全確保、街路、交差点の安全対策等の完備など）に努め安全確保を怠らないこと。

(12) 学童保育料の引き下げと、ひとり親家庭の軽減策を講じること。県のガイドラインに沿った学童保育室の環境整備、子どもの発達に応じた保育内容の充実（専門職員確保・時間延長含む）に努め、保護者の声を十分に考慮すること。また、来年から実施される支援員配置の緩和に伴い、保育の専門性を確保し、支援員を養成するための研修を市独自で行うこと。

(13) コロナ対策としての学童保育室での消毒作業など支援員の負担が増加しており、職員の増員を市独自に行うこと。

(14) 川口市立高等学校の、引き続く整備については、事故等含め支障のないようにすること。また、授業中の移動（体育等）では、校外施設を利用する必要がある、安全性に十分注意をすること。

(15) 川口市立高等学校定時制課程において卒業後の進路相談及び

支援について、丁寧な対応を行うこと。

(16) 特別支援学級の全校設置を早期に取り組み、教員の養成をすすめることに加え、市として教員の加配に取り組むこと。また、特別支援学級の過密化が進む学校では早期に改善が図られるようにすること。通級指導教室の各地域への設置をすすめること。

(17) 県立川口特別支援学校の教育環境の整備・充実と、市内での肢体不自由児が通学できる新たな特別支援学校の増設を県に求めると共に市有地の活用等も検討すること。また、高等部の生徒が来年度より戸田かけはし特別支援学校に通学することとなるが、卒業後の進路保障のため市として支援を行うこと。

(18) 学校施設は避難所となることから災害時の対応も含め、給食の基本方針を給食センター調理方式から自校献立・自校調理方式に改めること。

(19) ①子どもの成長と発達に重点をおいた給食、安全でおいしい給食をめざし、常に給食内容の改善に努めること、②アレルギー対応をするために栄養士を全校に配置すること、アレルギー対応の代替食の提供をすること。アナフィラキシーショックへの対応など全職員への研修を行うこと、③食文化・教育上からも「はし」を採用し、使用する食器の改善（磁器食器等）を図ること。④給食の無償化を進めること。⑤地産地消を進めること。

(20) 病休・育休・産休の代替教員、特別加配教員の配置は遅れることのないようにすること。特に、市の独自体制を確立し、短期（周期）の病休等の緊急代替を実施すること。

(21) 小中学校の施設の老朽化対策、教室等への風雨対策、照明等の点検、校庭の防塵、安全対策の充実を図るための改修・改善を急ぐこと。

(22) 公立夜間中学の運営にあたっては、引き続き丁寧な周知と、自主夜間中学等との連携をはかり、希望するすべての人たちが、安心して通えるようにすること。スクールカウンセラーやソーシャルワーカーを配置し、就学援助制度の適用または、それに類する制度を創設

すること。

(23) 返済の必要がない奨学金制度を、全市民対象に拡充すること。就学援助制度の年齢撤廃をし、必要な方の制度利用を進めること。

(24) 川口市立高校附属中学校開校に際して、給食の実施も検討すること。合わせて、適性検査の実施で過度な競争を生まないように配慮すること。

(25) 新型コロナウイルス感染症の影響により、児童生徒には大きな我慢が強いられたことから、長期休業期間の短縮・長時間授業・土曜日授業など子どもたちに過度な負担を強いることは行わないこと。また、スクールサポート・スタッフの配置及び学校間での配置時間の差異をなくすこと。なお、教職員の負担軽減を図るため学校内の消毒を行う人員を確保すること。

(26) G I G A スクール構想・I C T 推進事業によって児童生徒のネット依存症や目などの健康被害に留意すること。合わせて児童生徒の家庭学習での端末活用の際には、W i - F i 環境のない家庭へのモバイルルーターの整備を行うこと。I C T 支援員を全校に配置すること。

## 5、市民の文化、スポーツの活動の高揚を

(1) 文化財の保護、伝統文化の継承、郷土芸能の復活に努めるとともに、総合博物館及び、郷土資料館等の建設計画を具体化すること。また、文化遺跡・出土品・古文書の保管管理をきちんと行なうと同時に公開展示等を積極的に行ない、文化財の保全と普及に努めること。

(2) 公共の場での憲法21条が定める表現の自由を保障すること

(3) 美術館構想の具体化については市民の声、専門家や関係諸団体の意見を良く聞き、事業手法や場所・建物・設備など議論を尽くすこと。

(4) 公民館やスポーツセンター、社会教育施設の耐震化・建替え・改修工事を早期に実施すること。その際には、地域住民、利用者の声をよく聞く事とともに代替施設について住民要望に応じて選択肢を増やすこと。合わせて、社会教育施設のバリアフリー化を進めエレベーターの設置やトイレの洋式化をおこなうこと。

(5) 公民館の調理室のエアコンの設置を急ぐこと。また、図書コーナーの蔵書の充実をはかること。

(6) 各地域のスポーツ振興を推進しスポーツセンター、体育館等を市民の要望に応え、改善・改良（障害者対応・規模の拡充など）をはかること。

(7) 公民館・スポーツセンターなど、社会教育の理念に基づき使用料の無償化の検討をすること。当面の使用料について、午前と夜間の使用料に3倍の開きがある事から、午前の使用料に統一すること。

(8) 公民館が市民の生涯学習の場として役割を果たすよう、公民館に社会教育主事などを配置し、職員の専門性を高めること。

(9) 南平文化会館、芝市民ホールについて、使用に支障が出ないように修繕・改修を計画的に進めること。

## 6、住みよい住民主体のまちづくりを

(1) 社会生活に欠くことのできない施設・まちづくりをすすめること。各地域(10地域)の公共施設(公民館、公園・学校・病院など)、日常生活(商店・診療所・介護支援施設など)の実態把握と目標・計画を市民主体で立案し、希望あふれるまちづくりをすすめること。

(2) 膨大な費用を要し地域住民の生活・コミュニティの破壊につながる再開発事業、街路整備事業は見直し・凍結を行い、市民参加で日常生活に役立つようなまちづくりへ見直すこと。

(3) コミュニティバスの充実や、デマンド交通について市民の声を聞き検討すること。日・祝の運行復活・両方向運行・増便をすすめ市民の交通利便に供すること。なお、路線数(エリア)を増やし乗り継ぎワン路線(1路線)料金とすること。

(4) 交通事故ゼロを推進するため歩車分離(自転車専用レーン等の整備を含む)を進め、交差点等の安全施設の充実及び速度制限の面的整備の拡充に努め市民にその目的や効果を周知すること。

(5) 京浜東北線・武蔵野線の各駅のラッシュ時の安全対策として編成車両数の増、運行回数の増、駅舎の改善、ホームドア・安全柵の未設置駅への設置などを講じるよう要求し、実現に努めること。

(6) 公共施設(道路を含む)のバリアフリー化を進めること。

(7) 下水道の未設置地区の解消を区画整理の進捗如何にかかわらず急ぎ全市普及をすすめること。また、老朽管やポンプ場の耐震化を急ぐこと。

(8) 安全な水を供給するため、石綿セメント管の早期撤去とダクタイル鋳鉄管採用など耐用年数を越えた鋳鉄管・継ぎ手などの取替え事業をすすめること。

(9) 区画整理・地域の面整備の未整備地区の計画を、関係住民に情報提供をおこない、合意のもと進めること。また、各事業区の早期完結にむけた財政支援、除草や側溝の清掃など住環境の改善を含め、あらゆる努力をすること。

(10) 生活道路の整備、歩道の確保や点字ブロック(黄色)の設置、交差点改良、私道舗装の促進、道路の補修維持管理(白線塗布を含む)、街路灯の整備(LED化)、橋の長寿命化等を抜本的に強化し、進めること。そのための予算を増やすこと。また、信号・音響信号の未設置交差点については、県に対し求めていくこと。

(11) 市が管理する街路樹や保存樹木、公園等、高木の安全対策はもとより、樹木の健康診断を実施し保存と安全対策を行うこと。

(12) 荒川運動公園の利用者への安全確保のために、護岸整備を早急に行うこと。

(13) 羽田空港新ルートの見直しを行い、川口市域の上空の安全を確保するよう国に求めること。

(14) 東川口駅南口駅前公共用地の利活用事業は、公共用地への建設計画あり、市民への情報公開や説明責任を果たすこと。なお、住民合意のない現在の計画は見直すこと。

## 7、安全で災害に強い都市づくりを

(1) 台風災害に備えて①垂直一時避難協定を早急に進め内水氾濫時及び、河川の越水時の垂直避難体制を整備すること②一時避難場所の公民館等の在り方を再検証すること。また、避難所の開設場所の再検討を行うこと。市内学校施設との連携を強化すること③災害時の情報を速やかに伝達するためにも、防災メール登録者を増やし、防災無線の放送は繰り返し行い、警報等解除時の放送まで責任を果たすこと④災害発生後、被災者に対する支援等の情報提供は適時行い、ホームページへの掲載や印刷物の配布を行うこと。

(2) 消防力・防災力の向上に向け、住民の意見等を取り入れながら、防災事業の推進、計画の見直しを怠らないこと。

(3) ポンプ車（ミニ車を含む）、はしご車、化学車、救急車、予防・警防職員等を含め、消防資機材・人員体制を消防整備指針に照らし予算を増やしすすめること。特に、新入職員への研修、人員増・体制強化を急ぎ万全を期すこと。そのための国庫補助の増額を要求すること。

(4) 消防分署・消防団車庫の耐震化を急ぐこと。

(5) 消火体制、防災機能の向上を具体的にすすめること。消防団員増、自主防災組織の充実強化、また、防災機能の向上として耐震性貯水槽、排水機場や地下浸透貯留施設、街角消火器の増設、遊水池、防災公園、公園・緑地等の整備、避難所・避難場所等の整備・充実につとめること。

(6) 一般家屋・マンション等の住宅耐震診断補助事業（補助制度）の拡充（引き上げ・補強策の助言など）をすすめること。また、防災相談窓口の充実と、耐震改修・補強工事への支援策（融資・助成を含め）を充実すること。

(7) 災害時の民間事業者からの支援・連携に即応できるよう幅広く災害時応援協定の締結をすすめること。

(8) 東電福島第一原発事故に関わり①大気の放射線測定の定期・定点の点検を怠らず、側溝や雨水のたまりやすい場所など放射性物質が

蓄積されやすい場所を測定すること。②市の基準に照らし、ホットスポットの除染については早急に実施すること。③学校給食等の食材のスクリーニング検査で引き続き給食の安全性の確認を行うこと。④上記3点について、実施した結果を市民に判りやすく公開し、除染土が安全に管理されるよう点検を怠らないこと。

(9) 福島第一原子力発電所の事故を起こした責任に鑑み、東京電力に対し、放射性物質の除去費用を始めとする賠償請求の支払いを速やかに実施することなど、国民に対する責任を果たし指導徹底を行うよう、国に働きかけること。なお、東京電力の負うべき賠償等について電気料金に転嫁しないよう求めること。

(10) 局地的集中豪雨への災害対策を強化し、下水・河川・遊水池・貯留池・排水機場や地下浸透貯留施設などの整備を早急に行うこととあわせ、整備基準を見直し(一時貯留の増設など)災害の防止に努めること。また、水害の発生常襲地帯を総点検し浸透・保水舗装の整備などまちづくりのあり方についても抜本的に改善すること。

(11) 旧芝川をはじめ市内中小河川・水路の浚渫・改修工事、堤防の強化、水質浄化対策を促進し、水害対策・緑化対策を急ぐこと。排水ポンプ場の自動化など、適時・適切な運用ができるようにすること。

(12) 在宅で人口呼吸器などを使用する方に対して停電時の備えとして非常電源装置の支給または、購入の補助制度を創設すること。

## 8、自然環境と社会環境にやさしいまちづくりを

(1) 原子力発電の再稼働は行わないよう国に求めること。あわせて、原子力に依存しない社会への移行を目指し、代替エネルギーの確保と再生可能エネルギー等の新エネルギー導入促進のために必要な施策をより積極的に推進することを国に求めること。

(2) 市として自然エネルギーの導入を積極的に実施すること。また、公共施設や福祉施設、教育施設への太陽光発電等の自然エネルギーの導入を促進すること。新エネルギーの市民への利用促進のため各補助金の拡充を行うこと。

(3) ゴミゼロの具体化のために廃棄物処理計画に基づきゴミ減量化の具体化をすすめること。

(4) ゴミ収集体制を災害時でも、安定的に対応するために、職員の体制充実・育成をすすめること。また、災害ゴミの収集のための車両の確保をすすめること。

(5) ふれあい収集の周知徹底と充実、戸別収集の検討を行うこと。

(6) 石綿使用施設の解体・撤去作業等による周辺環境の汚染防止対策に万全を尽くすとともに、実行力ある方策を講じるための関係法令の改正・財政措置を国に求めること。

(7) 2050年に温室効果ガス排出「実質ゼロ」を実現するため、市として「地球温暖化対策実行計画」に基づき具体化すること。

(8) 戸塚・朝日環境センターの焼却灰（飛灰など）の最終処分場の確保に努めること。また、放射線測定の実施（監視の強化など）を図ること。

(9) 戸塚環境センターの大規模改修工事にあたっては、周辺環境に配慮し、影響のないように進めること。

(10) 生物多様性の実践に向け、動植物の生態系の実態調査をすすめる、日本固有の植生や動物の保全に努めること。

(11) 産業廃棄物や資材置場などの地域の環境への配慮や、違法行為を許さないための徹底した立入検査の実施と指導、違反者への厳格

な監督と行政処分をすすめること。

9、女性の地位向上と青年にいきがい、差別なくすべての人に希望を

(1) 男女共同参画の施策・検討を充実させ推進するためのセンターの設置や、男女共同参画担当を課・室に体制を格上げ強化し推進すること。

(2) 職場・パート差別・学校などの相談、DV や各ハラスメント専門相談など常設の「女性相談窓口」の充実と、即応体制のとれる「シェルター」と支援体制を整えること。なお、ドメスティック・バイオレンス被害者の自立支援のための福祉的援助や住宅確保など総合的支援を国に要望すること。

(3) 子ども・若者を性暴力の被害者にも加害者にもしないために、相談体制の充実、学校教育での性教育と幅広い啓発活動をすすめること。

(4) 女性の就労機会の拡大、男女間の賃金格差の是正をめざし、関係機関とも連携し技術習得、資格習得講座等を行ない就労条件（職場環境の改善）の向上に努めること。

(5) 市職員の採用にあたっては男女雇用機会均等法を遵守し、女性幹部登用比率を拡大すること。育児や介護など家族的責任を持つ職員は、男女を問わず、看護休暇や育児介護休業制度の取得をすすめること。

(6) ブラック企業・ブラックバイト根絶をはかるための労働法制の周知と県・国に対して指導強化を求めること。

(7) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の主旨に基づき、人種・民族差別及び扇動行為が市内で行われないよう公園の使用を許可しないことをはじめ適切に対応すること。

(8) 外国人住民との交流を進め、多様性を活かした地域文化の成熟を促進すること。新たな居住者に対して生活支援を行うと共に、丁寧な地域のルール説明を行うこと。

(9) LGBT、SOGI の社会的認知をすすめ、性的指向または性自認を

理由とする差別解消の推進施策の計画を定め、環境整備を行うこと。  
また、同姓パートナーシップ制度の実施を検討すること。

## 10、憲法の平和等の諸原則をまもる市政を

(1) 憲法第99条（憲法尊重擁護の義務）に則り、憲法を遵守した市政運営を行うこと。

(2) 「平和都市宣言」の都市にふさわしく、あらためて宣言文を市民に周知し平和資料館・常設展示場等の建設計画を企画しすすめること。また、被爆国として、被爆体験の継承を市としてすすめること。

(3) 非核三原則（「核兵器をつくらず、もたず、もちこませず」）の法制化と、「被爆者援護法」を改定し原爆被害の国家補償と核兵器廃絶を明記するよう国に要望すること。

(4) 国民保護法による「保護計画」策定の必要がないように、憲法の理念に立脚し、平和外交に徹するよう国に働きかけること。

(5) 特定秘密保護法、安保法制、共謀罪法など立憲主義に反する諸法律の白紙撤回と憲法9条を厳守するよう国にもとめること。

(6) 2020年10月に核兵器禁止条約の批准国・地域が50に達し、2021年1月22日に条約発効となることから、日本政府が署名・批准を行うよう国に求めること。